平成２８年（フ）第２０１１号
大阪市淀川区加島３丁目８番７号
債務者　光冨　英男
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４６号
大阪府枚方市三栗２丁目２番15―308号
債務者　三木　広二
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５３号
大阪市港区南市岡２丁目11番12号
債務者　津本　　進
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１７１号
大阪府豊中市本町６丁目13番８号
債務者　井上　景二
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２５２号
大阪府摂津市鳥飼和道１丁目２番５号　101号、前住所大阪府吹田市千里丘中33番312号
債務者　岡田　幸男
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２５９号
大阪市浪速区久保吉１丁目６番２―606号
債務者　**廣**岡あかり
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２６７号
大阪市住吉区我孫子３丁目１番24号ラフォーレ21　405号
債務者　藤本　太吾
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５号
函館市時任町20番９号
債務者　吉田　小夜
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１４６号
名古屋市北区水切町６丁目106番地の２　レオパレス21水切第２　101号
債務者　石川　裕崇
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４０号
埼玉県和光市丸山台１丁目１番14―702号　畑中ビル、旧住所東京都練馬区中村南１丁目５番５号　ＧＥＮＯＶＩＡ中野・都立家政305
債務者　野夫井真美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４４号
さいたま市中央区桜丘１丁目１番19号　シティパーク桜丘202
債務者　籾山るみ子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
高知市北竹島町29番地１　市住161
債務者　岩松　祐子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０４号
高知県香南市野市町みどり野３丁目88番地
債務者　松田　満雄
1　決定年月日時　平成28年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根一ツ屋102番地１　グリーンフィールド３　101号室
債務者　佐々木康已
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第５７号
茨城県石岡市石岡2589番地２　グレイスフル102
債務者　盛田　忠則
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４６０号
埼玉県川口市並木３丁目13番３号　村田ビル302号
債務者　松本　初市
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係